

## 重要事項説明書

(訪問看護)

### 1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションみらい
所在地	〒017-0042 秋田県大館市字観音堂 539 番地 1
事業所指定番号	0560490609
連絡先	管理者：中泉 夏織 TEL 0186-59-7226
サービス提供地域	大館市、それ以外の地域は要相談

### 2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容	常勤	非常勤
管理者 訪問看護師兼務	業務の管理を一元的に行います。	1名以上(看護師)	—
訪問看護師	かかりつけ医の医師により訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	名(看護師) 名(准看護師)	名(看護師) 名(准看護師)
療法士	かかりつけ医の医師により訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	名(作業療法士) 名(理学療法士) 名(言語聴覚士)	名(作業療法士) 名(理学療法士) 名(言語聴覚士)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名	名

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで

### 4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧、体温、呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔、排せつ、食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たぎりの予防、手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護、お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理、床ずれの処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

### 5. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

### 6. 当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- ① 指定訪問看護の実施に当たっては、かかりつけ医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅療養を推進し、快適な在宅療養ができるように支援するものであります。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管

理等に関しては管理者の責任において実施する。

- ③ 訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

#### 7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

#### 8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 会 社	日本訪問看護財団
保 険 名	あんしん総合保険

#### 9. 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電 話 番 号	0186-59-7226
F A X 番 号	0186-59-7227
担 当 者	中泉 夏織(管理者)
そ の 他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応致します。 不在の場合でも、対応したものが必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

その他、お住いの市役所及び秋田県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができません。

秋田県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地:秋田市山王 4-2-3
	電話番号:018-883-1550
	FAX 番号:018-824-0043
	対応時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00
大館市役所 福祉部長寿課 介護保険係	所在地:大館市字三ノ丸 103-4
	電話番号:0186-43-7055
	FAX 番号:0186-43-8532

#### 10. 運営法人の概要

事 業 者	株式会社フロンテッド
代 表 者	武石 秀喜
所 在 地	〒017-0042 秋田県大館市字観音堂 539 番地 1
連 絡 先	0186-59-7226
事 業 所 名	訪問看護ステーションみらい
管 理 者	中泉 夏織
所 在 地	〒017-0042 秋田県大館市字観音堂 539 番地 1
連 絡 先	0186-59-7226

## 訪問看護サービス説明書

### 1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとなる為、訪問看護サービスの利用開始時や身体状況の変化時には、定期的な看護職員の訪問により、状態の評価を適切に行う事とされています。
- 3) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 4) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容(概要)
(1)	曜日	: ~ :	
(2)	曜日	: ~ :	
(3)	曜日	: ~ :	
(4)	曜日	: ~ :	

### 2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護記録書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を完成後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

### 3. サービス提供責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

**氏名 中泉 夏織      連絡先 0186-59-7226**

### 4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)

	曜日	算定根拠(単価×回数 加算)	基本利用料(10割)	利用者負担金 (国の定める割合)
(1)	曜日		円	円
(2)	曜日		円	円
(3)	曜日		円	円
(4)	曜日		円	円
(5)	曜日		円	円
合 計			円	円
交通費(サービス地域外のみ) <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要    →				円
<b>総 計</b>				<b>円</b>

(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域を超える場合にのみ必要となります。

## 5. キャンセル

1) 利用者がサービスの使用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

**連絡先 訪問看護ステーションみらい（電話番号 0186-59-7226）**

2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

連絡がなく訪問看護師等がご自宅等に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料 2,000 円

## 6. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。

② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行う事とされていますので、ご了承ください。

③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。